令和4年度 国の施策並びに予算に対する 提案・要望

令和3年5月

長野県市長会 長野県町村会 長野県議会 長野県市議会議長会 長野県町村議会議長会 日頃、長野県及び県内市町村の行財政運営に対し、御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、県民の暮らしや経済活動は厳しい状況が続いています。県民の命と健康を守るため、医療・検査体制の充実・確保や医療従事者への支援、円滑なワクチン接種のための体制を進めるとともに、経営に大きな打撃を受けている事業者や、失業等により暮らしに困難を抱える方々への支援に取り組んでいるところです。

併せて、DXの推進や地方回帰の動きを捉えた移住・観光振興・企業誘致、2050ゼロカーボンの実現、災害に強い県土づくりなど、アフターコロナを見据えた取組を進めていく必要があります。

国政の推進に当たりましては、地方の声を十分に反映させながら、様々な課題に迅速に対応されるよう御期待申し上げるとともに、本県の切実な課題を踏まえ、次のとおり提案・要望いたしますので、令和4年度の国の予算編成に当たり、格段の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年(2021年)5月

守一 部 長野県議会議長 宮本 長 野 県 知 事 阿 衡司 牛 越 徹 小 泉 栄 正 長野県市長会長 長野県市議会議長会長 長野県町村会長 長野県町村議会議長会長 羽 田健一郎

職務代理者常務理事中村靖

提案•要望事項 一覧

1	新型コロナウイルス感染症対策の充実について	•••••	1
	(厚生労働省)		
2	新型コロナウイルス感染症の影響から生活を守る取組の充実について (文部科学省·厚生労働省)	•••••	3
3	新型コロナを乗り切るための経済の下支え策の継続・充実について (文部科学省・厚生労働省・経済産業省・観光庁)	•••••	5
4	アフターコロナを見据えた雇用や経営転換への支援について (厚生労働省·中小企業庁)	•••••	7
5	安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について (内閣府・総務省・財務省)	•••••	9
6	人や企業の「信州回帰」の促進について (内閣府·経済産業省·国土交通省·観光庁)	•••••	11
7	DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進について (内閣官房・総務省)	•••••	13
8	ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充や新たな仕組みづくりについて (経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)		15

9	子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について (内閣府・厚生労働省)	•••••	17
10	持続可能な地域公共交通の再生・維持について (国土交通省)	•••••	19
11	本州中央部広域交流圏の形成について (国土交通省)		21
12	県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について (内閣官房・農林水産省・国土交通省)	•••••	23
13	インフラメンテナンス予算の確保について (農林水産省·国土交通省)	•••••	25
14	未来に続く魅力あるまちづくりの推進について (国土交通省)		27
15	未来への投資、社会資本整備予算の確保について (財務省)		29
16	医師の確保について (厚生労働省)	•••••	31
17	持続可能な地域づくりについて (総務省)		33

1 新型コロナウイルス感染症対策の充実について

【厚生労働省】

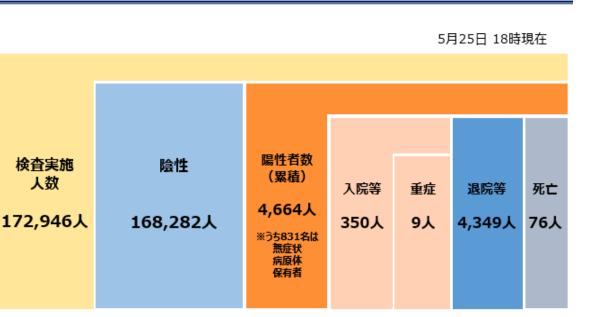
長野県の状況

●新型コロナウイルス感染症患者への医療提供体制の維持等が必要

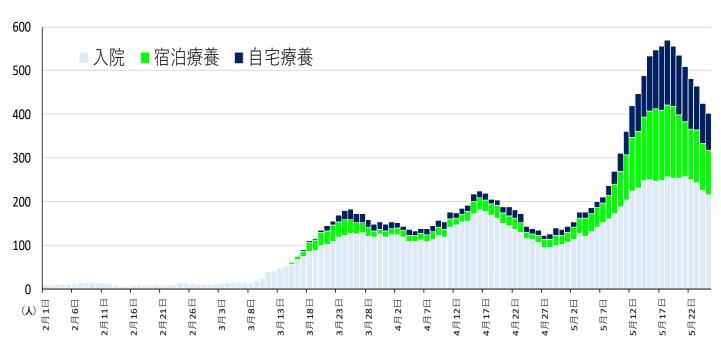
- ・令和3年5月現在、新型コロナウイルス感染症による療養者数は、一旦鈍化したものの、3月中旬以降から再び増加
- ・療養者のうち入院を要する者は、4月中旬から100人から200人の範囲で推移しており、引き続きの病床確保が課題
- ・医療現場では、新型コロナウイルス感染症対応が長期化し疲弊
- ・保育士、放課後児童支援員等の児童福祉施設等の職員は、子どもとの直接的な接触を避けられない職場で自身の感染リスクを抱えながら 社会機能を維持するために業務を継続

取組

新型コロナウイルス感染症の状況



直近3か月の療養者数推移



○新型コロナウイルス感染症患者受入病床の維持

- ・新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保するため患者受入医療機関に病床確保料を助成
- ・感染者の発生が終息しない以上、令和4年度においても、感染者向けの病床を維持

○地域における診療・検査体制の維持

- ・診療・検査医療機関等の新型コロナウイルス感染症疑い者の診療を行う医療機関における感染防止対策経費の支援
- ・検査機器等のリース料・整備費支援

- ■新型コロナウイルス感染症患者の入院先・療養先は、**感染終息までの相当期間維持が必要**
- ■変異株の影響も考慮し、感染拡大局面に対応するため、検査能力の維持・拡充が必要
- ■新型コロナ疑い者の相談・診療は診療・検査医療機関が担っており、同医療機関への支援を継続することで

検査・入院(療養)に繋げる体制を維持することが必要

■新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金は医療従事者と介護・障がい福祉従事者が対象 しかし、これら業種と同様に社会機能を維持するために業務を継続している児童福祉施設等の職員は制度の対象外

提案・要望

1 医療提供体制の維持について

感染の終息が見通せない中、<u>病床・療養施設確保のための経費</u>について、<u>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金やその他の財政</u> 支援を継続的に実施すること

2 検査体制の維持・拡充について

市中での患者対応能力を維持できるよう<u>診療・検査医療機関等の新型コロナ疑い者に対応する医療機関に対して、感染防止対策経費など</u> 財政支援の継続・拡充をすること

全ゲノム解析を導入する際の技術研修、施設・設備整備の補助、試薬・器材の安定供給体制の確保など、<u>遺伝子解析に係る財政措置</u> <u>を含めた支援</u>をすること

3 医療従事者や児童福祉施設職員等への慰労金の給付について

疲弊している医療現場等を励ますため、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の再度の給付を行うとともに、子どもとの直接的な接触を避けられない職場で自身の感染リスクを抱えながら、社会機能を維持するために業務を継続している<u>保育士・放課後児童支援員等の</u>児童福祉施設等の職員に、国の責任において慰労金の給付を行うこと

2 新型コロナウイルス感染症の影響から生活を守る取組の充実について

【文部科学省・厚生労働省】

長野県の状況

●新型コロナ感染症の影響が長期化していることにより、生活困窮者が増加

- ・新型コロナウイルス感染症の感染終息が見通せず、ひとり親世帯や住民税非課税世帯等をはじめ経済的に弱い方々の生活が困窮
- ・家計急変やアルバイト収入の減少で、生活に困窮する学生の経済的負担の軽減が必要

取組

○自立相談支援機関(まいさぽ)による支援

- ・県下26か所にワンストップ型の相談支援拠点を設置し、生活に 困難を抱え、困窮されている方に対する相談支援や就労支援を実施
 - ⇒ 住居確保給付金の支給、生活福祉資金特例貸付等へつなぐ

○ひとり親家庭への支援を実施

- ・ひとり親世帯臨時特別給付金の支給
- ・希望者に対し支援情報をメルマガ配信
- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援を実施

○長野県立大学独自の授業料減免を実施

- ・高等教育修学支援制度に1/5減免を上乗せ(R2)(収入1割程度減少の世帯)
- ・高等教育修学支援制度対象外の学生に1/3減免(R2)(収入3割程度減少の世帯)



課題

- ■生活困窮者に対する相談支援は、それぞれのニーズに応じ、継続した面談を通じた**きめ細かな対応が極めて重要**
- ■経済活動の回復の見通しが立たず、非正規雇用労働者等が解雇や雇止めにより住居の確保に困難を抱える事例が続いている中、安心して求職活動を行うことができるよう、**住居確保給付金による安定した住まいの確保支援が必要**
- ■生活福祉資金特例貸付の償還免除が示されたが、今後の生活の見通しを立てるためには、**借受人の収入実態等に基づく** 判断や、さらなる支援策が必要

令和4年度以降の償還免除業務を見据え、**社会福祉協議会の償還管理体制の強化と必要な事務費の確保が課題**

「ひとり親家庭における新型コロナウイルスによる影響調査」(回答1,047人)(R2.9.17~R3.2.26)

- ・ 月収10万円未満の家庭の割合がコロナ前22.8%からコロナ後(最も影響を受けた月)47.6%に増加。
- ■授業料等の学費や生活費の負担軽減が必要な学生に対する支援は、単年度で終了するものではなく、世帯収入やアルバイト 収入の状況を踏まえ、それぞれのニーズに応じ、きめ細かな支援の継続が求められる

提案・要望



1 自立相談支援機関等の体制強化(厚労省)

地方自治体が困難を抱えて困窮している方に対する相談支援や就労支援を継続的に実施するため、自立相談支援機関等の体制強化を機動的に行うことができるよう、生活困窮者支援事業の上限枠を見直すなど、必要な予算措置を講じること

2 住居確保給付金の再支給(厚労省)

依然として経済活動の回復の見通しが立たず、収入の減少が長期化しているため、令和3年6月末までとなっている、<u>再支給の受付期</u>間を延長すること

3 生活福祉資金特例貸付における更なる支援の拡大、償還事務の財源確保(厚労省)

<u>償還免除の対象要件</u>を住民税非課税世帯に限定せずに、<u>借受人の直近の収入実態等に基づき判断</u>するとともに、償還開始以降に償還困難 状態に陥った場合の「住民税非課税によらない」**償還免除の具体的な要件を早期に示す**こと

また、今後の経済雇用情勢により生活維持に困難を抱える者に対して、<u>再貸付の受付期間の再延長など更なる支援策を講じる</u>とともに、 令和4年4月から償還・免除業務が一気に増大する**社会福祉協議会の債権管理体制の確保などに必要な予算措置**を確実に講じること

4 ひとり親世帯の生活実態の把握と必要な経済的支援(厚労省)

新型コロナウイルス感染症の影響が長引き深刻化することが予想されるため、ひとり親家庭の実態を把握し、必要に応じて<u>児童扶養手当</u>の臨時的な増額等の措置を講じること

5 未来を担う学生の教育機会の確保(文科省)

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、家計が急変した世帯の学生やアルバイト収入が減少した学生の学ぶ機会を確保するため、授業料や生活費等の負担軽減を図る緊急支援制度を継続するほか、感染状況に応じた学生支援策の充実を図ること

6 国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・介護保険料減免に係る財政支援(厚労省)

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免について、令和3年度分以降についても、令和2年度と同様に、国による全額の財政支援を継続すること

3 新型コロナを乗り切るための経済の下支え策の継続・充実について

【文部科学省・厚生労働省・経済産業省・観光庁】

長野県の状況

●新型コロナの影響を受ける事業者・失業者に対して、きめ細かな支援を実施

産業別新規求人の状況(3月)

「運輸業・郵便業」及び

前年同月を下回った。

「生活関連サービス業」で

- ・令和2年の県内の倒産件数は80件、県内の有効求人倍率 1.25倍(R3.3月分 長野労働局R3.4.30公表) 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、雇止めは159事業所、2,117人(長野労働局R3.4.30公表)
- ・新規学卒者の就職活動が思うように進んでいない
- ・令和2年の県内延べ宿泊者数は対前年比▲42.9%(観光庁「宿泊旅行統計調査」)

取組

○長野県中小企業融資制度による支援

- ・長野県新型コロナウイルス感染症対応資金【4月末利用実績:28,774件3,926億円】
- ○産業・雇用 総合サポートセンターの設置
 - ・行政書士会と連携した、県内事業者の持続化給付金等の申請手続きを支援
- ○雇用調整助成金等、休業支援金等の活用支援
 - ・労政事務所において社会保険労務士による各種相談、申請サポートを実施
 - ⇒ 申請支援実績 76件 (R3.4.30現在)

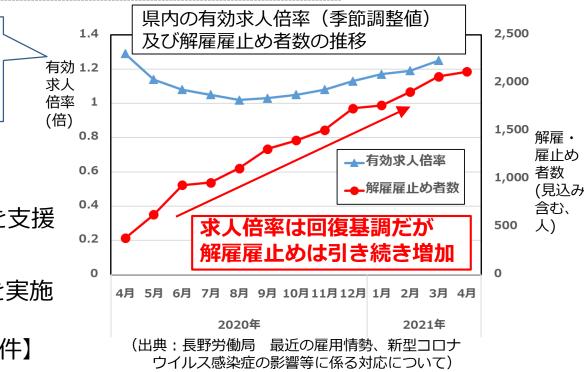
【雇調金等の支給決定 59,077件、休業支援金等の支給決定 13,375件】

○第2の就職氷河期世代の発生を防ぐための新規学卒者の就職支援

- ・合同企業説明会に代わるオンライン企業セミナーの開催(R2.3月~5回実施)
 - ⇒ 参加学生数2,566名、参加企業数283社
- ・高卒者の採用枠確保に関する経済団体への要請(R2.3月、5月に2回実施)

○県内の飲食店、観光関連事業者等への支援

- ・事業者が共同で行う新たな取組に必要な費用の一部を補助
 - ⇒ 補助件数 480件 (R2年度実施)
- ・旅行・宿泊商品に対する支援(割引)による需要喚起(R2.6月~)
 - ⇒ 宿泊割339,095人泊、アクティビティ割108,210人(R3.5.10現在)



H30 R1 R2 1,832万5千人 1,805万3千人 1,030万7千人 ▲1.5% 東日本台 風、 雪不足等の影響 (出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」)

延べ宿泊者数

- ■経済活動が制限されている中、飲食業や宿泊業などの業種によっては、厳しい状況が続いており、さらなる長期化により 倒産・廃業につながる恐れ
- ■雇用調整助成金の活用により事業者は雇用の維持を図っているが、雇用調整助成金の特例措置の段階的な縮減が令和3年 5月から始まっており、感染症の収束が見通せない中、**失業者の増加に繋がる可能性**
- ■長野県内の令和3年3月新規大学等卒業者の就職内定状況は、令和3年3月末現在で96.2%と、前年同期では過去5年間で最も低くなるなど、企業の採用意欲が低下 (※前年同月比△0.6%)
- ■感染防止対策にがんばって取り組む事業者を支援するためには、GoToキャンペーンの再開など需要喚起が必要

提案・要望



1 新型コロナの長期化に伴う事業者への支援充実(経産省)

コロナ禍が長期化する中、収益の低迷が続く事業者も多いことから、<u>実質無利子・無担保融資を再度実施</u>すること 今後、感染症の影響がさらに長期化・深刻化することも想定し、既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の<u>返済条件の変更</u> に、<u>金融機関が柔軟に対応できるようにすることや利子補給期間の延長</u>など、<u>事業者の返済負担の一層の軽減策を行うこと</u>

2 コロナ禍における労働者を守るための雇用対策の継続・充実(厚労省)

雇用調整助成金等の特例措置や休業支援金・給付金について、本県では観光関連事業を中心に緊急事態宣言区域や重点措置区域以上に影響が生じているため、地域や業況に関わらず全国において特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減については縮減前の水準までの 遡及適用を行うこと

3 第2の就職氷河期世代を生み出さないための支援(厚労省・経産省・文科省)

再び就職氷河期世代を生み出すことがないよう、新規卒業生の採用の維持に向け、<u>経済界への更なる要請を行うとともに、企業が採用を</u>抑制しないための支援策を講じること

4 感染防止対策にがんばって取り組む事業者を支援(観光庁)

地域観光事業支援について、近隣圏域での観光支援も対象に加えるほか、感染拡大期においても観光関連事業者の将来需要の確保と事業継続を支援するため、全国で宿泊等に利用できる前売りクーポン事業を速やかに創設すること

Go To トラベル事業については、感染状況などの地域の実情を踏まえ、運用変更前に都道府県と十分な情報共有を図ることも含め、適切に運用すること

4 アフターコロナを見据えた雇用や経営転換への支援について

長野県の状況

【厚生労働省・中小企業庁】

●ニューノーマルに対応した就業支援、持続可能な経営転換への支援を実施

- ・過剰人員と余剰人員が混在
 - 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・雇止め状況 159事業所 2,117人 県内の有効求人倍率 1.25倍(R3.3月分 長野労働局R3.4.30公表)
- ・新型コロナウイルスにより人々の価値観・行動様式が変化。経営転換を選択する中小企業の増加が見込まれる

取組

○ 「Jobサポ! (長野県就業支援デスク緊急就業サポート事業) 」

- ・新型コロナウイルスの影響などにより職を失った方と人材が 不足している事業者をマッチング
- 人材不足の業界に人材を提供し、人材のミスマッチの解消
- ・Jobサポを通じて人手不足分野へ転職した者に対して、インセンティブとして「キャリア形成支援金」10万円を支給
- ・産業雇用安定センターとの企業情報共有による出向促進
- ・Jobサポを通じて失業者を正社員として雇用した事業所への 「緊急雇用対策助成金」支給による新たな雇用創出
- ⇒ 就業実績431名(R3.4.30現在)

Jobサポ!3つのメリット







○中小企業経営構造転換促進事業

- ・中小企業の未来に向けた事業再構築を支援し、各産業分野におけるリーディングカンパニーへの成長を促進
 - (国) 「中小企業等事業再構築促進事業」に上乗せ補助
- ・低感染リスク型ビジネスへの取組など持続可能な 経営形態への転換を支援
 - (国) 「中小企業生産性革命推進事業」に上乗せ補助

○民間活用委託訓練事業

- ・民間教育訓練機関等において、就業に必要な資格、 技能を取得する場を提供
- ○スキルアップ講座
 - ・主に技能者を対象に、技術専門校等が地域状況を 勘案した講座を実施

○働く人の学び直しの場拡充支援事業

・企業ニーズや就職・雇用の安定に効果がある社会 人向け講座(国の「教育訓練受講給付制度」の対 象となりうる講座)の開設経費を助成

- ■新型コロナウイルスの影響による失業者を減らし、企業の人材不足の解消を図るため、失業者一人ひとりに寄り添った 雇用の**マッチング支援**が引き続き不可欠
- ■失業や廃業等を契機に、他業種にチャレンジする労働者の資格や技能取得のためのリカレント教育が今後も必要
- ■経営転換を選択した中小企業が、円滑に新たな事業に踏み出せるための財政・技術的支援が必須
- ■一方で、既存の**事業継続を選択した中小企業**が、持続可能な経営を今後も続けるための支援も必要



提案・要望

1 雇用のマッチングへの一層の支援(厚労省)

人手不足分野への雇用の流動化を図るため、<u>地方自治体が行うマッチング</u>支援について、財政措置を引き続き講じること

2 成長産業などへの転換を促す人材育成策の強化(厚労省)

新型コロナウイルス感染症に伴う失業者等の成長分野や人手不足分野への労働移動とともに、産業構造や就業形態の変化に対応した継続的な支援を図るため、新たな知識やスキルの習得支援、教育訓練給付制度の支援対象者の拡充(自営業者)や給付率の見直しなどにより、人材育成策の一層の拡充・強化を講じること

3 アフターコロナに向けた中小企業の業態変更や新分野への経営転換支援(中企庁)

「中小企業等事業再構築促進事業」や「中小企業生産性革命推進事業」のような中小企業の業態変更、販路開拓など後押しする支援策を継続して行うこと

また、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、引き続き必要かつ十分な財政措置を講じること

5 安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について

長野県の状況

【内閣府・総務省・財務省】

- 新型コロナウイルス感染症による影響
 - ・感染拡大と経済活動への影響

(は前年同月比
---	--------

感染確認者数 (令和3年5月25日現在)	4, 664 人
有効求人倍率	1. 25 倍
(令和3年3月)	(▲0. 09 ポイント)
延べ宿泊者数	1,030.7万人泊
(令和2年1月~12月)	(▲42.9%)

- 本県及び県内市町村の財政状況
 - ・社会保障関係費が累増

10年前と比べて老人福祉や児童福祉などの民生費は約1.1~1.4倍 に増加

普通会計における社会保障関係費 (単位:億円) 【市町村 県 】 10.279 9.690 8.828 8.392 10年で、民生費が 10年で、民生費が 106億円増加(約1.1倍) 859億円増加(約1.4倍) 7,251 7,521 7,635 7,093 (71%)(78%)(86%)民生費 (85%)社会福祉、老人福祉、 児童福祉、生活保護等 3,028 2,169 1,299 1,193 (14%) H21 **R1** H21 R1

● 個別施設計画に基づく修繕・改修費用

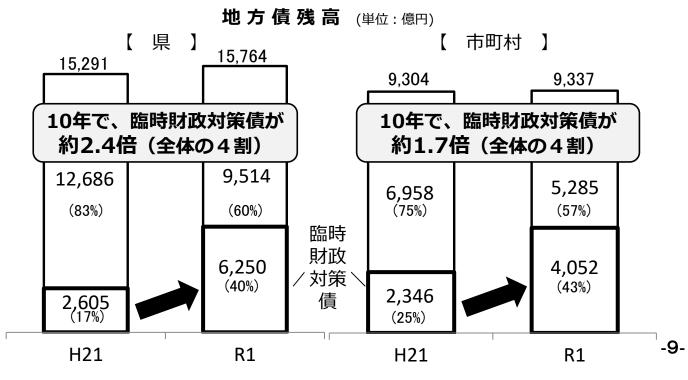
・公共施設等の長寿命化対策には多額の財政負担が発生

対策費用 [※] (令和3年~令和12年度)	約 286 億円
庁舎・事務所・職員宿舎 (公共施設等適正管理推進事業債対象外の施設)	約 111 億円
社会・文化・体育施設、県立学校 (公共施設等適正管理推進事業債対象の施設)	約 167 億円
対象建物(棟)数	1, 773 棟

[※]高等学校に係る事業費を除く

・臨時財政対策債が地方債残高の大きな割合を占める

地方交付税の振替えである臨時財政対策債の増発を余儀なくされ、 地方債残高に占める臨時財政対策債の割合は10年前の約1.7~2.4倍



- 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、基盤となる地方財源の確保・充実が必要
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度においては法人関係税をはじめとした地方税収が大幅に減収となる見込み
 - ・ 地方が、国土強靱化のための防災・減災対策や個別施設計画に基づく公共施設等の長寿命化対策、人づくり、子ども・子育て支援などの地方創生・人口減少対策、地域経済の活性化策などを実施するためには、安定した財源の確保が不可欠
 - 令和3年度地方財政計画においては、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時財政対策債の大幅な増額や、過去に発行した臨時 財政対策債の元利償還を行うための同債の発行が続いており、**地方債残高の縮減が進まない**

提案・要望

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源の確保(内閣府・総務省・財務省)

感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方が必要となる財源について確実に措置すること

- 2 令和4年度予算における地方財源の確保・充実
- (1) 地方一般財源総額の確保・充実(総務省・財務省)

地方が地域や住民が必要とするサービスを十分担えるよう、<u>今和4年度以降の一般財源総額の適切な確保</u>について<u>「経済財政運営と</u> 改革の基本方針2021」等に明記するとともに、<u>必要額を確保</u>すること

(2) 地方交付税総額の確実な確保(総務省・財務省)

本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、<u>地方交付税総額の確保</u>を図ること

(3) 臨時財政対策債の廃止と償還財源の確保(総務省・財務省)

財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である<u>臨時財政対策債は</u> 廃止するとともに、これまで発行された**臨時財政対策債の償還財源を確実に確保**すること

(4)公共施設等適正管理推進事業債の延長・拡充(総務省・財務省)

令和3年度以降、個別施設計画に基づく修繕・改修や高校再編に伴う改築等により、多額の財政負担が見込まれることから、<u>令和</u>3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債の事業年度を延長するとともに、起債対象施設を公用施設にも拡充すること

(5) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の確実な推進のための財源の確保(内閣府・総務省・財務省)

地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を継続するとともに、地方創生関係交付金を確実に確保すること

6 人や企業の「信州回帰」の促進について

長野県の状況

【内閣府・経済産業省・国土交通省・観光庁】

●新型コロナウイルス感染症の影響により、地方への関心が拡大

- ・密な環境を避ける動きなどを背景に本県と東京都との人口移動は、令和2年4月以降10か月連続で転入超過
- ・コロナ禍において、テレワークやオンライン会議の普及により多様な働き方が加速
- ・日経トレンディのヒット予測2021の第9位に「長野でテレワーク」が選出。本県の自然豊かな環境でのワーケーションが高く評価

取組

"信州回帰プロジェクト"の推進

- コロナ禍における都市部住民の地方回帰機運の高まりを 好機と捉え、長野県への人や企業の呼込みを強化
- 行政(市町村・県)と民間団体、事業者が連携し、様々な分野の取組をパッケージ展開

実現に向けたアクション

目指す姿

多様なひと・企業に「選ばれる長野県の実現」

- 理想とする「仕事と暮らしがある信州」の実現 (働く場としての"信州"の展開)
- 新たな働き方の促進等による「つながり人口(関係 人口)」の拡大

『信州暮らし推進の基本方針(2019.3.27)』

コロナ時代の働き方を支援

普段の職場や居住地から離れ、信州ならではの魅力に触れながら働く新たなライフスタイル

> 信州リゾートテレワークの推進

- 企業への訴求力が高いメディアとのタイアップによる都市圏企業へのPR展開
- 県内地域のネットワーク形成や優良事例の横展開等により、魅力的なプランづくりを支援するため 「信州リゾートテレワーク推進チーム」を発足

> おためしナガノ2.0

- ITを中心としたクリエイティブ人材・企業に対し、オフィス利用料や交通費等の支援により、最大6か **おためしナガノ** 月間程度、長野県に「おためし」で住んで仕事をする機会を提供し、本格的な居住や拠点設置に誘導
- R2は過去最多の99組 168名の応募(前年比2.9倍)があったため、R3は、補助対象者を倍増して実施(22人→40人)

> 副業の促進

• 企業向け研修会、企業の副業活用支援とノウハウ共有、副業人材を活用したクリエイティブ人材誘致の取組など

窓口・発信機能の強化

情報発信力の強化

- 信州で「暮らす」「働く」「かかわる」の観点から魅力的なライフスタイル情報を移住総合Webメディア や情報配信アプリにより発信
- 首都圏相談窓口の体制強化により、人の呼び込み機能と企業向け営業機能を強化(信州首都圏総合活動拠 点『銀座NAGANO』の拡充)



【R3.3オープン】 長野県移住総合Webメディア SuuHaa(スーハー)

課

~地方回帰の好機を一過性ではなく、確実なものとして定着させるために~

- 国と地方が連携して**ワーケーションの普及**に取り組む必要があるが、**国に地方と連携する総合窓口がない**
- 休暇の分散化、長期休暇の取得促進などの働き方改革を加速させる取組、また、多様な働き方に寄与するサテライトオ **フィス等の導入促進、副業の促進**など、**民間企業が取り組みやすい環境を整備**することが必要 加えて、社会への浸透を図るためには、**国民等に対する一層の啓発が必要。さらに、地方自治体による体制整備の促進** には、国による財政支援が必要不可欠 税制など現行の制度は「定住」を前提

■ コロナを契機に注目されている**ライフスタイル(二地域居住など)を普及・定着**させるための取組や**課題の解決**が必要

二地域居住等に関する現状

涌勤

新幹線 東京~上田 (約15万円) ⇒ 非課税限度額(15万円)内 東京~飯山(約20万円)⇒ 超過

グリーン住宅ポイント制度(R2.12~R3.10)

【例】空き家バンク登録住宅を購入すると30万pt(30万円相 当)が付与 ⇒ 二地域居住者にも使いやすい制度が必要

提案・要望

新たなライフスタイルや多様で柔軟な働き方の普及に向けた取組実施(内閣府・経産省・観光庁)

国と地方が一体となってワーケーションの普及を促進させるため、政府の総合窓口となる「ワーケーション推進本部」を設置すること ワーケーションや副業など新たなライフスタイルや多様で柔軟な働き方の普及に向け、企業への働きかけや国民への周知に取り組むこと 国民や企業が取り組みやすい土壌づくりの一環として、**国主導で休暇の分散や長期休暇の取得などを促進**すること

地方にひとや企業を呼び込むための拠点整備への支援(内閣府・経産省)

サテライト・オフィスやコワーキングスペースの開設・運営、宿泊施設、観光施設等におけるWi-Fiやテレビ会議システムの導入などに 係る経費への支援として、**地方創生テレワーク交付金の継続など財政措置**を講じること

企業が本社機能を有するサテライト・オフィスを整備する際に、常時雇用する従業員が増加しない場合でも地方拠点強化税制が活用でき るように**特段の**措置を講じること

- 二地域居住等に係る施策の拡充及び制度的課題への対応(国交省)
 - 二地域居住者等の負担を軽減するため、通勤手当の非課税限度額を引き上げるとともに、「グリーン住宅ポイント制度」の拡充、二地域 居住の促進に資する住宅取得支援策の充実を図ること
 - 二地域居住の一層の普及・定着のため、税制や社会保険など現行制度の課題について地方と検討・協議する場を設けること

-12-

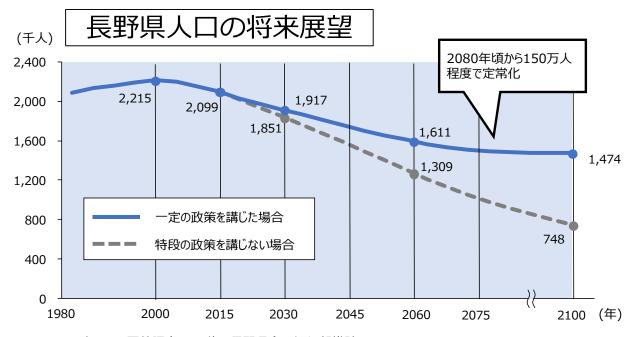
DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進について

長野県の状況

【内閣官房・総務省】

●人口減少とWithコロナの時代における、魅力的な地域づくりのためのDX推進

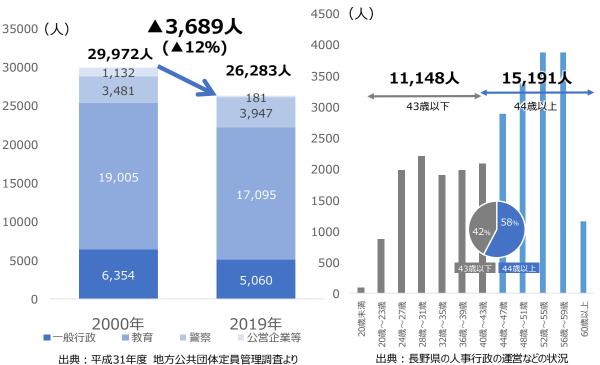
- 県人口は、ピーク時である2000年の222万人から2020年には204万人にまで減少し、県の職員数も縮減。人口減少に歯止めをかける 政策を講じた場合であっても、2030年に現状より8万人減の192万人になると推計。労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足する ため、**人口縮減時代におけるパラダイム転換のためDXの取組が急務**
- **コロナ禍により**オンラインによる買物、教育、テレワークなど**「新しい生活様式」の定着が進展**
- 将来にわたり大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症などの前例のない危機にも対応できるよう、Society 5.0時代を見据えて、 **県全域のDXを推進**することで5Gなどのインフラ整備を促進し、県民や地場企業に加えて、県外の人や企業にとっても魅力的な地 域となることで、大都市一極集中から分散型社会への転換を目指す
- 一方で、**県内**は、**市町村数**(77市町村:全国第 2 位)及び**過疎地域**(37市町村:全国第 3 位)**が多く、小規模自治体においては、人 的、財政的制約からDXの取組が行えない恐れ**があるため、県と市町村が一体となって、国及び県内外の大学、企業・団体等との連 携を促進することが必要



2015年までは国勢調査、その後は長野県企画振興部推計 「一定の政策を講じた場合」は、国、都道府県、市町村が人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合の推計 「特段の政策を講じない場合」は、「日本の地域別将来推計人口 平成25年3月」 (国立社会保障・人口問 題研究所)を基に現状の継続を前提として推計

出典:長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0 はり

長野県の職員数の推移と年齢分布



-13-

取組

- 長野県DX戦略の策定(R2. 7) 官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)に基づく都道府県官民データ活用推進計画としても位置付け
 - **◆スマートハイランド推進プログラム/行政自らの取組**
 - 【3つの推進コンセプト】 デジタル技術の特長である「汎用化の効果」と「ネットワーク効果」の最大化
 - 県と市町村の共通業務に着目して共同利用を推進 業務プロセスの見直し(BPR)の徹底
 - クラウドサービスの利用とICTシステムの拡張性の考慮
 - 【7つの重点プロジェクト】
 - スマート自治体推進 キャッシュレス推進 スマートエデュケーション
 - 地域交通最適化 ゼロカーボン・スマートインフラ 医療充実 スマート避難
 - ◆信州ITバレー構想/県内産業分野の取組
 - I T 人材の育成・誘致・定着 I T ビジネスの創出・誘発
- 県、全77市町村、10広域連合等89団体が参加する「先端技術活用推進協議会」を設置(R2.7)
 - 〇県・市町村のシステムの共同調達・利用を推進するため、デジタル技術に係る情報共有や仕様検討等を実施 (総務省 令和 2 年度 新たな広域連携促進事業により R P A、音声認識ソフト等の共同調達・利用に向けた実証を実施)
 - ○令和3年度より新たに行政事務のDXの機運の高揚を受け、市町村の情報政策及びしごと改革責任者による 検討会を設置し、単なる個別システム共同化のみならず、自治体全体のDXに向けた検討を予定
- 長野県DX戦略推進パートナー連携協定制度の実施(R2.12)

県内外の企業と「長野県 D X 戦略推進パートナー連携協定」を締結し、民間にデジタル人材育成・確保に協力いただくとともに、地域課題解決のための実証フィールドを県が提供。(4 社(丸紅、コニカミノルタ、あいおいニッセイ同和損害保険、ソフトバンク(包括連携協定)より4名派遣))

課題

- 実証から社会実装を推進し、DXを実現するために必要な、技術力、財政力及び人材の不足
- DXを推進するための5Gなどの情報通信基盤の早期整備

提案・要望

1 DX推進のための支援策の強化

十分な準備や期間の確保及び財源の措置を行うこと

行政自らがDXを実施し行政サービスのデジタル化を進めるため、<u>県・市町村が共同で行う取組に対し、共同調達に参加する自治体数が多い</u>ほどインセンティブが向上する補助制度などの財政支援措置を設けること

また、地域課題の解決やイノベーションを創出するデジタル人材の確保が不可欠であるため、<u>県、市町村等が行うデジタル人材の育成に</u> 対する支援を強化すること

2 DX推進のための国による制度の見直し、標準準拠システム導入の前提

<u>超高速の情報通信インフラ整備やデジタルデバイド解消を「ナショナルミニマム」としてデジタル社会を支える基盤に位置付け、5Gを含む携帯電話基地局や光ファイバ網等の情報通信インフラの整備・維持管理をユニバーサルサービスの対象とする制度の見直しを速やかに実施</u>することまた、<u>国による自治体の業務システムの統一・標準化</u>に当たっては、円滑な移行が図られるよう、<u>自治体の意見を丁寧に聴く</u>とともに、







8 ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充や新たな 仕組みづくりについて

長野県の状況

【経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省】

2050ゼロカーボン実現に向け、県民一丸となった取組を推進

- ●令和元年東日本台風をはじめとする、災害の激甚化を踏まえ、全国の都道府県で初めて「気候非常事態」を宣言
 - ・宣言を具体化するため、令和2年4月に「気候危機突破方針」を策定
 - ・県議会においても、令和2年10月に「長野県脱炭素社会づくり条例」を制定

●「長野県ゼロカーボン戦略」(令和3年度早期策定)

- ・2050ゼロカーボン実現に向けた最初の10年間の実行計画
- ・2030年度の温室効果ガス正味排出削減目標▲60%(2010年度比)

【分野別の2030目標】

交通
充電インフラを充実(未設置区間ゼロ、電池切れゼロ)

建物 全ての新築建築物のZEH・ZEB化を実現

産業 エネルギー消費量を年2%削減、イノベーションの創出

再工ネ 住宅太陽光と小水力発電を徹底普及、エネルギー自立地域10か所以上

吸収・適応 森林資源を健全に維持しCO2吸収量を増加、グリーンインフラを拡大

学び・行動 日頃から環境のためになることを実践している割合100%



令和元年東日本台風による被害



知事が気候非常事態を宣言



長野県が目指すゼロカーボンの未来 (イメージ)

- ■2050年度までに脱炭素社会を実現するには、**国、地方公共団体、事業者などあらゆる主体の積極的な行動と連携が不可欠**
- ■徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進に加え、建築物や交通を含むインフラ、各種産業活動や日常の生活など、社会システム全般において、急速かつ広範囲にわたり脱炭素化を進めることが必要



提案・要望

1 ゼロカーボン社会の実現に取り組む地方公共団体を支援する総合交付金の創設(環境省)

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明し、エネルギー自立地域づくりなどゼロカーボン社会の実現に取り組む地方自治体を支援するため、気候変動対策に係る総合的な交付金を創設すること

2 建築物の脱炭素化の推進(国交省・環境省)

住宅や小規模建築物を含む全ての建築物について、<u>省エネルギー基準への適合を義務化するとともに、脱炭素化に向け、早期にZEH・ZEB基準</u>まで引き上げること

上記のようなゼロエネルギー建築物の義務化に向け、<u>税制面における優遇又は規制</u>、<u>補助金での誘導等を促進する仕組みを検討</u>すること 集合住宅のZEH化を推進するには、公共施設において先進事例を積み重ねることが必要なため、<u>公営住宅のZEH化への支援を検討</u>すること

3 ゼロカーボン実現のための再生可能エネルギー普及促進施策の拡充(経産省・資源エネルギー庁・環境省)

再生可能エネルギーを飛躍的に拡大させるため、<u>系統接続の制約を解消</u>するとともに、送電線の容量不足を補うために事業者が負担する 工事費等についても支援すること

地域の再工ネ事業者を育成するため、固定価格買取制度による収益を対象とした収益納付型補助金の創設など、<u>発電開始時のイニシャルコストに係る負担を軽減する仕組みを構築</u>すること

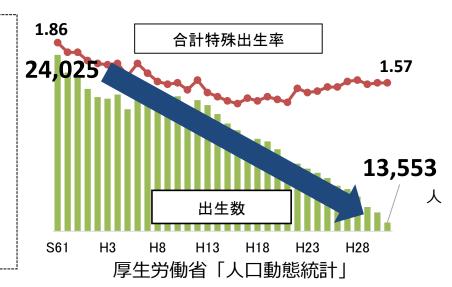
9 子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について

長野県の状況

【内閣府・厚生労働省】

●次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援する取組を総合的に推進

- ・長野県の合計特殊出生率(R1)は1.57であり、全国平均(1.36)は上回ってはいるものの、 出生数は年々減少するなど少子化に歯止めがかかっておらず、加えて、コロナ禍による影響 で、少子化がさらに加速化するおそれもあり、少子化対策は待ったなしの状況
- ・コロナ禍による影響等により、厳しい経済状況にある家庭が増加するおそれ。子どもが産まれた環境にかかわらず、未来を切り拓いていくためには、民間団体等と連携した食事支援、学習 支援等の一層の充実が必要
- ・長野県では平成15年以来しばらく待機児童が発生していなかったが、近年の女性の就業率の上昇などにより特に3歳未満児の保育ニーズが急増し、平成29年10月から再び待機児童が発生 待機児童解消のためには、質の高い保育士の確保、保育スペースの確保等が急務



取組

- **) 県民一体となった支援により、若者のライフスタイルの希望を実現**
 - ⇒「長野県婚活支援センター」を拠点として、「ながの結婚マッチングシステム」、「婚活サポーター」の取組で 出会いの機会を幅広く創出
 - ⇒ 同時入所ではない多子世帯の保育料負担を市町村とともに軽減し、理想の数の子どもを持てるよう支援



- ⇒ 学習支援や食事提供などの複数の機能を有する子どもの居場所である「信州こどもカフェ」の運営支援、 地域プラットフォームの構築により、取組の普及拡大を支援
- 市町村と一体となった保育士確保策により、安心して子育てができる環境を実現
 - ⇒「保育士人材バンク」の設置により、離職者などの再就職を支援
 - ⇒ 保育士確保を促進するため、修学資金等の貸付を実施
- 子ども・若者関連施策を総合的・一体的に推進するため、「こども若者局」を令和3年度に設置
 - ⇒ 次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組をより効果的に推進するため、組織改正を実施



県と市町村等の結婚支援事業 による婚姻件数

1,656件 (H23-R1)

信州こどもカフェ

133か所 (R3.3)





バンク登録保育士数

163人 (R3.3) 保育事業者とのマッチング

46人 (R3.3)

修学資金利用者

約9割が県内就職

(R2)

-17-

- 成婚数を確実に増加させるためには公的結婚相談所の長期的な取組が必要不可欠だが「地域少子化対策重点推進交付金」は、結婚支援センター設置後3年を経過したものは補助対象外。また、市町村から新婚世帯の住宅費補助などについて、多くの補助要望があるが、十分に採択されていない(市町村の要望額に対して採択額は74%程度)
- 理想の子ども数を持てない理由として経済的な負担が大きな要因となっているが、国の多子世帯の保育料軽減措置における多子計算のカウント方法の変更による軽減措置の拡大は、年収360万円未満の低所得世帯に限られており、少子化の打開には、更なる緩和が必要
- 貧困など困難を抱える子ども達を支えていくためには、「地域子供の未来応援交付金」の予算規模を拡充するとともに、継続して運営していくための支援が必要
- 県内の多くの保育士養成校では定員割れしており、卒業者も保育所等への就職が8割程度。保育士給与が低額であることが一因
- 保育士修学資金貸付事業は、**保育士の県内就職率の向上に有効**。今後も**安定的に事業を継続**し、必要な対象者に貸付を行い、保育士確保を 行う必要
- 今後の少子化を考慮すると、一時的な保育ニーズに対応するために**保育室に全国画一的な面積基準を課すことは、将来的な過剰投資につな**がるおそれ
- 子ども・若者関連制度・施策は**所管省庁ごとに国が一律の制度・施策を定めている**ものが多いが、子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもを取り巻く課題が複雑になる中で、**地域の実情に応じて教育・福祉・医療などの分野と一体となって進めていく必要**がある

提案・要望

1 少子化対策、子どもの貧困対策における支援拡充(内閣府・厚労省)

<u>地域少子化対策重点推進交付金</u>について、<u>総額の大幅な拡充や採択要件の緩和</u>など、地方が主体的に実施する少子化対策を長期的な展望で実現できる安定した財源を確保すること

経済的な負担感から理想とする数の子どもを持つことを断念することのないよう、<u>多子世帯の保育料軽減措置における所得制限や同時入所要件を撤</u> 廃し、子育て世帯の経済的負担を軽減すること

<u>地域子供の未来応援交付金</u>についても、「子ども食堂」等の立ち上げ支援だけでなく、継続的な運営支援もできるよう<u>補助対象の拡大や総額の拡充</u>などを行い、地域の実情に応じた子どもの居場所を確保するための**安定した財源を確保する**こと

2 保育士の確保のための財政措置(内閣府・厚労省)

保育士の給与等の更なる処遇改善を図り、そのために<u>必要な財源措置</u>を行うこと。また、保育士確保に有効な取組である、<u>保育士修学資金貸付事業を継続し、必要な財源を確保する</u>こと

3 保育に係る「従うべき基準」の見直し(厚労省)

市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組むため、**保育室の居室面積に係る「従うべき基準」については、「参酌すべき基準」に見直し**を行うこと

| 4 子ども・若者関連施策を一体的に推進できる組織の整備(厚労省)

現在議論されている「こども庁」の創設に際しては、地方自治体が主体的に関連施策を推進できるものとするとともに、教育・医療・福祉が別々の省庁で所管されることにより、関連施策の一体性・連続性を欠くことがないように、地方自治体の意見も踏まえ、組織の整備を進めること -18-

持続可能な地域公共交通の再生・維持について **10**

【国土交诵省】

長野県の状況

●大幅減収と運行継続により危機的な財務状況にある地域交通事業者への支援が急務

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う移動自粛等により、利用者・収入が激減する中、住民生活維持のため、事業者は運行を継続
- ・国等の支援制度の活用や経費削減を図るものの、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、事業継続は予断を許さない状況
- ・持続可能な地域公共交通の実現に向け、コスト削減や財務体質強化に向けた地域交通事業者への強力な支援が必要

取 組

○ コロナ禍における地域公共交通の維持・確保

・ 極めて厳しい経営環境にある交通事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し累次の 支援策を実施

補正予算による主な支援策(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用)

〇 感染防止対策の徹底

【予算額:3億736万円】

〇 安全運行に資する設備の 維持修繕等への支援

【予算額: 1億 400万円】

バス・タクシーへ支援金交付 ・地域鉄道へ車両検査・修繕 バス:10万円/台 費用の支援 タクシー:2万円/台

事業費の1/3以内

〇 指定地方公共機関への 運行費支援など

【予算額:4億6,105万円】

・地域鉄道・乗合バスに運行 継続経費を支援

運行経費の3か月分

公共交通に関する情報発信

〇 県の広報ツールで利用者に呼びかけ

- ・ 事業者の感染防止対策の取組
- ・利用者へのお願い(マスク着用、会話自粛等)
- SNS (twitter, Facebook)
- ・信州ナビ(長野県の交通・観光案内アプリ)
- ・啓発動画作成 → CATV、Youtubeで配信

○ しなの鉄道の車両更新

453 (239)

事業者 1/3

・ 平成9年の開業時にJRから譲渡された旧型車両は製造から約40年経過。省エネ車両への更新に対し支援を実施

9年間で、約100億円の更新費用が必要

(単位:百万円)

3,560 (**A** 757)

■車両更新計画の見直し

- ▶ 新型コロナ感染拡大による利用者・旅客収入の激減に よる自己資金の逼迫や新しい生活様式・働き方の定着に よる利用者減少を踏まえ、更新両数・年数の見直しを実施
- ▶ 他方、運行コストの低減が急務であり、消費電力の多い 旧式車両から省電力の新形式車両への更新は必須

	年	度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	計	変更前(見直し)
<u> </u>	更新	車両数	Į	6両	8両	6両	6両	6両	4両	4両	4両	2 両	46両	52両(▲ 6両)
	総	額		1,358 (1,347)	1,796 (1,689)	1,366	1,140	1,140	778	779	779	397	9,452	10,680 (▲ 1,228)
		国	1/3	453 (666)	599 (699)	455	380	380	259	260	260	132	3,504	3,560 (△ 56)
負担		県	1/6	226 (221)	299 (282)	228	190	190	130	130	130	66	1,573	1,780 (🛕 207)
内訳		市町	1/6	226 (221)	299 (282)	228	190	190	130	130	130	66	1,573	1,780 (🛕 207)

※() は補助実績、交付決定または内示見込額

599 (427)

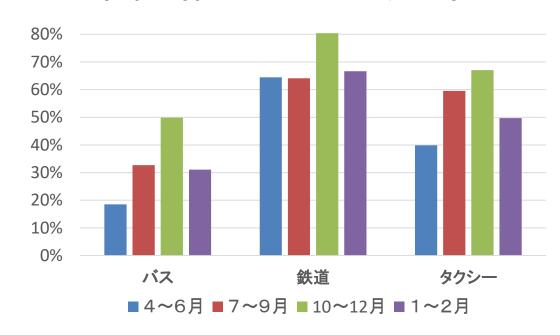
【既存補助制度・予算のみでは支援が不十分】

- 令和2年度の1年間で交通事業者はかなり疲弊し、事業者の**経営努力と既存の補助制度・予算のみで地域公共交通を維持することは限界**
- Withコロナ時代における、持続可能な地域公共交通の実現に向け、 現下の**運行継続を支える緊急的支援と、抜本的な支援制度の構築が** 必要

【脱炭素社会への移行など継続的な重要課題の推進】

■ 交通事業者に必要な安全で快適な輸送と安定した経営の確保とともに 2050ゼロカーボンの実現に向け、新型車両への計画更新が必要

【県内交通事業者の前年度収入との比較】 (令和元年同時期を100%とした場合)



(長野県企画振興部交通政策課調べ)

提案・要望

1 地域公共交通の維持に必要な強力な財政支援

バス及び鉄道事業者は新型コロナウイルス感染症の影響で人の移動が抑制されている中も運行を継続しており、経営状況は極めて厳しい 状況

将来にわたり安定的に事業継続ができるよう国が責任を持って強力な支援を行うこと

- ・減収分を補てんする新たな補助制度の創設
- ・既存補助事業の拡充 (例)バス車両購入に対する補助金の上限額引上げ(感染症対策設備の設置が不可欠)

地域鉄道においては、経営基盤が脆弱な一方で安全輸送を確保するため計画的な投資が求められることから、<u>設備投資(車両更新等)やラ</u>

ンニングコスト(車両検査・修繕等)に対し、十分な予算を確保すること

2 利用者回帰に向けた公共交通機関の安全性周知・安心感醸成

経営改善には利用者の回帰が重要であるため、更なる誘客施策の実施に加え、「3密」の象徴として敬遠され、利用者が戻らない公共交通機関の利用回帰に向けた、国民に対する**安全性周知と安心感醸成**を強化すること

また、多大な影響を受けている**貸切バスやタクシー等についても、必要な支援策を講じる**こと

11 本州中央部広域交流圏の形成について

長野県の状況

【国土交通省】

●本州中央部広域交流圏の形成

・長野県の地理的な優位性を発揮し、**北陸・リニア中央の二つの新幹線と高速道路網を基軸とした高速交流ネットワーク**を最大限に活用する 「本州中央部広域交流圏」を形成し、東日本と西日本、太平洋と日本海とを結ぶ大規模な流動の創出を目指している

取組

○ 県内外の地域や拠点の交流・連携促進のため、新たに策定した長野県

)広域道路交通計画に基づき、整備を推進

・高規格道路 <取組状況>

中部横断自動車道 :環境影響評価、都市計画手続きの実施

中部縦貫自動車道 : 松本波田道路の橋梁工、波田~中ノ湯間の整備検討会

三遠南信自動車道 : 飯喬道路の橋梁工等、青崩峠道路の本坑掘削

伊那木曽連絡道路(姥神峠道路(延伸)区間):事業着手

松本糸魚川連絡道路

(安曇野市新設区間) : 都市計画決定予定(本年度) (大町市街地区間) : ルート帯決定に向けた調査

上信自動車道(県境部):ルート帯決定に向けた調査(群馬県と連携)

• 構想路線

松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路:整備方針に関する基礎調査

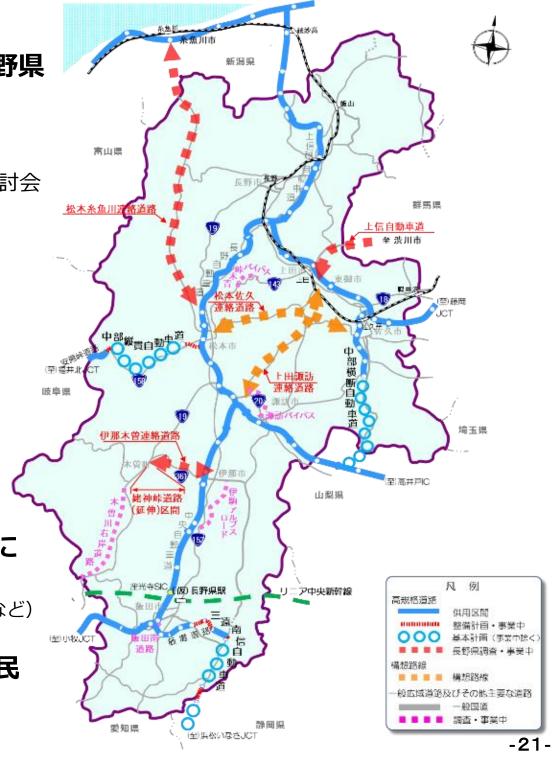
・一般広域道路及びその他主要な道路

一般国道20号 諏訪バイパス : 都市計画決定予定(本年度)

一般国道153号 飯田南道路 : 事業化に向けた調査

一般国道153号 伊駒アルプスロード : 測量、地質調査、関連道路の設計

- リニア中央新幹線の整備効果を広く波及させるための構想の実現に向けた取組及びリニア関連道路整備事業を推進
 - ⇒リニア開業を見据えた地域振興に関する取組を推進(広域二次交通や広域観光など)
 - ⇒長野県駅に直結するアクセス道路の整備(R3.3 座光寺スマートIC供用)
- JR東海が進めるリニア建設工事に伴い、地元市町村では地域住民 との調整を実施
 - ⇒JR東海が行う工事や発生土置き場等に係る地元との調整



- ■平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保が必要 令和2年7月豪雨では、法面崩落などに伴い主要な幹線道路の通行止めが 多数発生
- ■本州中央部広域交流圏の実現のため、高規格道路のミッシングリンクの解消 などの早期整備が必要
- ■高速交通網の整備効果を広く波及させる、**一般広域道路の整備促進**と その他主要な**国道、県道、市町村道の整備が不可欠**
- **構想路線を高規格道路に位置づけ**、整備推進が必要
- リニア整備を国土の発展に活かすため、「スーパー・メガリージョン構想」 の実現に向けた積極的な取組が不可欠
- ■リニア関連の基盤整備は、地元自治体の財政負担が過大

提案・要望

1 高規格道路のミッシングリンク解消及び構想路線の整備推進

本州中央部広域交流圏を形成する、高規格道路 <u>中部横断・中部縦貫・三遠南信自動車道</u>などの<u>事業中区間の早期完成</u>と<u>未整備区間の</u> 早期事業化を図ること

また、<u>松本糸魚川連絡道路の安曇野市新設区間</u>について、<u>新規事業採択</u>を行うこと さらに、上信自動車道は権限代行により調査を行うこと

長野県広域道路交通計画において構想路線に位置づけた<u>松本佐久連絡道路</u>、<u>上田諏訪連絡道路</u>を、国の計画に位置づけるとともに、<u>高規格</u> 道路としての整備に向けた調査支援を行うこと

2 一般広域道路及びその他主要な道路の整備推進

一般国道18・19・20・153・158号の直轄道路事業及び権限代行事業を着実に進めるとともに、県が実施する松本糸魚川連絡道路や一般 国道143号青木峠バイパス、木曽川右岸道路などの整備推進のために必要な予算を確保すること

特に、一般国道20号諏訪バイパス及び一般国道153号飯田南道路について新規事業化すること

また、一般国道153号の県内全線を指定区間に編入すること

3 重要物流道路の指定と重点支援

高規格道路 <u>伊那木曽連絡道路・松本糸魚川連絡道路・上信自動車道</u>など、事業中・計画中の<u>主要な幹線道路を重要物流道路に指定し</u>、 **重点支援**を行うこと

4 リニア関連基盤整備事業の国重点施策への位置づけと市町村への財政措置

<u>リニア中央新幹線に関連する道路などの基盤整備や、中間駅を核とした地域づくり</u>について、<u>十分な予算配分や地方負担に対する財政</u> 支援を講じること

また、リニアの早期整備に向けて、建設工事に伴い**市町村が行う住民との調整や独自の施策に対する財政措置**を講じること



12 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について

長野県の状況

【内閣官房・農林水産省・国土交通省】

●長野県強靱化計画に基づき「防災・減災対策」を推進

- ・近年**激甚化・頻発化する豪雨災害や切迫する大規模地震など**に備えるため、**長野県強靱化計画を策定**し、防災・減災対策を推進
- ・令和2年12月には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、防災・減災、国土強靱化の取組について加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年で重点的・集中的に対策を講ずるとされた

取組

○本県は、急峻な地形、脆弱な地質により、古くから大災害に見舞われてきた地域であり、

明治期より防災対策に力を入れてきた



千曲川堤防決壊



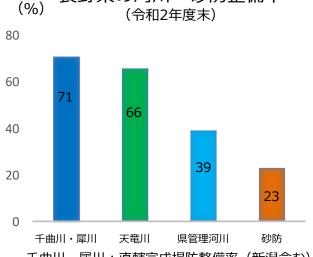
治水ONE NAGANO宣言

- 現在は、**長野県強靱化計画**(平成30年3月策定)により、 **ハード・ソフトをあわせた対策を推進中**
- このうち、ハード対策について対策箇所の5年間の整備 目標を公表しつつ、計画的に対策を実施中
- あらゆる関係者が協働して取組む「流域治水」への転換 を図るため、令和3年2月に「長野県流域治水推進計画」 を策定し、計画的な取組を実施中



3か年緊急対策により砂防堰堤を**前倒しで整備 令和元年東日本台風**では、土砂及び流木を補足 し、**土石流被害を防止**

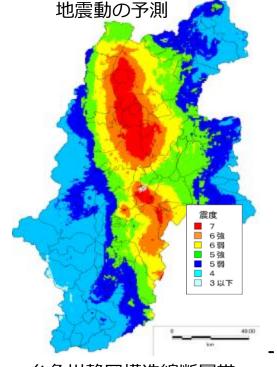
長野県の河川・砂防整備率



千曲川・犀川:直轄完成堤防整備率(新潟含む) 天竜川:直轄完成堤防整備率(愛知・静岡含む)

砂 防:土石流危険渓流整備率



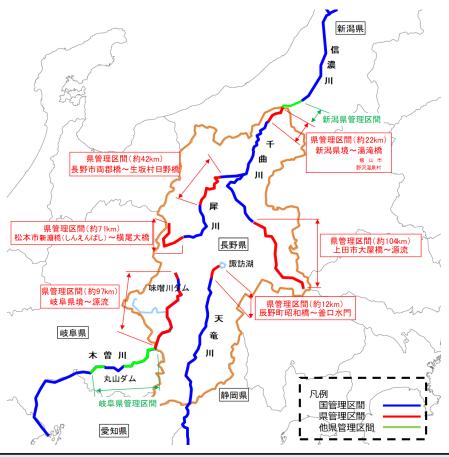


糸魚川静岡構造線断層帯

-20

- ■国管理区間と県管理区間が混在(いわゆる「中抜け区間」)する千曲川や犀川 天竜川、木曽川では、河川管理者が複数存在し、各々の財政状況、整備の優先 度等が異なることから、水系一貫した計画に基づく河川整備を行うためには様 々な調整が必要
- ■「流域治水」への転換を図るためには、雨水貯留浸透施設等への設置に係る継続的な財政支援が必要
- ■台風災害では、**被災箇所が膨大**になるため、市町村は**緊急調査に時間を要し、** 特に町村は技術職員が不足・不在のため、技術的な支援が必要
- ■基準に達しない降雨や出水等による被災箇所などは、異常天然現象として認められないため、地方単独費での復旧となり、大きな負担

提案・要望



1 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進(国交省・農水省・内閣官房)

激甚化・頻発化する風水害や切迫する大規模な地震災害に対して、中長期的な見通しのもと、国土強靱化対策を強力かつ計画的に推進 するため、<u>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、当初予算において必要な予算を安定的・継続的に確保</u>する こと

地方自治体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「<u>緊急防災・減災事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」</u> については、恒久化を図るなど確実な財源措置を講じること

2 国による河川の一元管理・流域治水の推進(国交省)

千曲川や犀川等の「中抜け区間」を早期解消し、国による一元管理とすること。併せて、信濃川水系の課題に対しては、令和2年度に設立した国・県による信濃川水系連絡調整会議等での議論・検討を継続するとともに、技術・財政面での国による支援を講じること信濃川水系緊急治水対策プロジェクトについては、直轄による千曲川本川の改修・遊水地・ダム再編事業の促進と、国・県が取り組むプロジェク 的 推進に関する予算を確保すること。また、各水系の「流域治水プロジェク ト に位置付けた事業の整備促進を図るとともに、流域治水対策に係る総合的な交付金を創設すること

3 TEC-FORCE・MAFF-SATや権限代行による地方公共団体への支援強化(国交省・農水省)

今後もTEC-FORCEやMAFF-SATの派遣や国による権限代行などを通じて地方公共団体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局等の 人産保・体制強化を継続的に行うこと

4 災害復旧事業における支援拡充(国交省)

<u>基準に達しない降雨や出水等による被災箇所</u>についても、被災の規模や長雨などの降雨の状況により、負担法の対象にできるよう<u>採択</u> 基準**の緩和**を図るとともに、災害査定時における<u>測量・設計等に要する費用補助制度の拡充</u>など必要な措置を講じること -24-

13 インフラメンテナンス予算の確保について

長野県の状況

【農林水産省・国土交通省】

老朽化する社会基盤施設の適切な維持管理・更新が急務

- ・建設後50年を経過する社会基盤施設が、令和15年には道路橋の約63%、トンネルの約42%、河川管理施設の約62%、下水道管渠の 約21%、基幹的農業水利施設の約44%に達する見込み
- ・今後も社会基盤施設を適切に維持管理していくためには、**予防保全の考えに基づいたメンテナンス**を行うことが重要
- ・**着実に進行する社会基盤施設の老朽化**に対応するためには、膨大な予算が必要となることから、インフラメンテナンスのための**予算を** 安定的・継続的に確保することが必要

60

40

取組

道路施設

- ・**橋梁・トンネル**等の法定点検は平成30年度で**一巡目が完了**
- ・橋梁では約25%が早期に措置を講ずべき状態
- ・次回点検までに**修繕が必要な県管理橋梁は約990橋**
- ・二巡目点検が完了する令和5年度までに修繕を終えるため には、**年間60~70億円**の予算が必要
- ・舗装等の法定点検対象外施設も、修繕が喫緊の課題

○河川施設

- ・ダム等の重要河川施設の長寿命化計画を策定 ⇒ 予算の不足により計画に沿った維持管理・更新に遅れ
- ・計画を上回るスピードで貯水池内の堆砂が進行し、早急な堆砂対策が必要 県管理17ダム中、4ダム(裾花ダム、奥裾花ダム、湯川ダム、松川ダム)で計画堆砂ダム100%超え









R2

長野県の橋梁修繕費用の実績と見込み

H26 H27 H28 H29 H30 R元



- 25-

R5

60~70億円必要

■県単

■公共

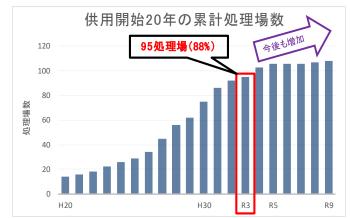
見込み

砂防堰堤の基礎洗掘

○砂防施設

- ・平成30年7月豪雨を受け、**石積砂防堰堤の緊急改修**を実施
- ・緊急浚渫推進事業債を最大限活用し、堆積土砂の浚渫を実施
- ○下水道施設
 - ・下水処理場は代替がきかない施設のため、故障は日常生活や社会活動に重大な影響
 - ・県内の処理場は108(全国第3位)あり、約9割が耐用年数超過
- ○公園施設
 - ・公園施設老朽化対策を県内23市町村と共に実施
- ○農業水利施設
 - ・機能保全計画に基づき、**基幹的農業水利施設の計画的な長寿命化** を実施
- ○県営住宅
 - ・県営住宅ストックの有効活用や長寿命化を図りながら、居住環境 の改善を図るため、「**県営住宅**『5R」プロジェクト」を推進

【下水道】



遊具の老朽化状況





課題

- ■**着実に進行するインフラの老朽化対策**を行っていくためには、**予防保全に基づくメンテンスサイクル**を徹底し、**ライフサイクルコストを一層低減**させることが必要
- ■予防保全に基づき、**適切かつ計画的な維持管理・更新**を進めていくためには**膨大な予算の確保と継続的な地方負担軽減**が 必要
- ■公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度までの事業期間となっており、さらに公共用の建築物の長寿命化事業においては、公用施設や公営住宅の改修事業は対象となっていない

令和2年12月には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、中長期的なトータルコストの縮減を図るため、早期に対策が必要な施設を集中的に実施し、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換を図るとされた

提案・要望

インフラの長寿命化対策への支援

地方公共団体が、予防保全の観点から インフラの長寿命化対策を着実に進められるよう、今後も、必要な予算を安定的・継続的に確保する

14 未来に続く魅力あるまちづくりの推進について

長野県の状況

【国土交通省】

●未来に続く魅力あるまちづくりの推進

・まちづくりを県総合 5 か年計画のプロジェクトに位置付け、UR都市機構との包括協定締結や、公民学が連携した「信州地域デザインセンター」を設置。県が積極的に関与して市町村を支援し、魅力あるまちづくりを推進

取組

- ○県内27箇所で都市計画道路の整備を推進中
- ○個性を活かした、魅力とにぎわいのある**都市公園の整備**を推進
- ○グリーンインフラの導入と推進(アクションプラン:2021~2025年)

主なまちづくり整備箇所

○居心地が良く歩きたくなるまちづくりの推進

○公・民・学が連携し、市町村の魅力ある まちづくりを支援する

「信州地域デザインセンター(UDC信州)」

を開設(R1)、30市町村から46案件の相談(R3.3末)

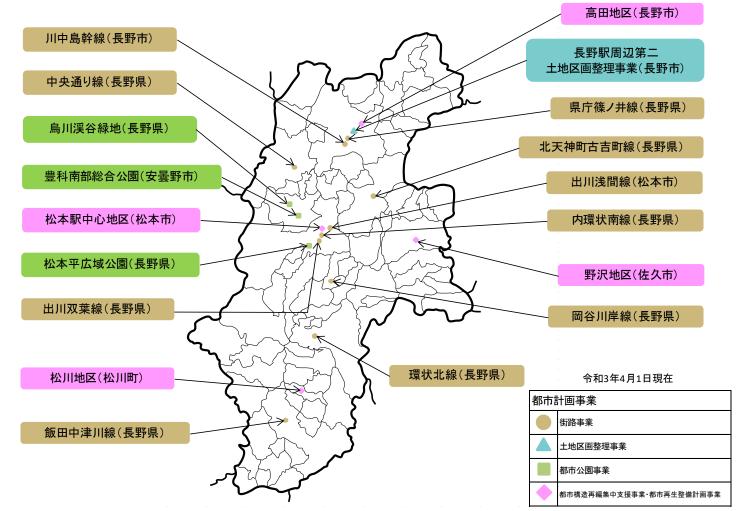


高校と連携した街の魅力探し



民間企業と連携した社会実験

○2028年に、**第82回国民スポーツ大会、 第27回全国障害者スポーツ大会**を開催予定



○空き家対策として、「空き家対策セミナーの開催」・「市町村へ専門家の派遣」など、 市町村の取組へ支援を実施

- ■都市計画道路や都市公園整備、市町村のまちづくりに必要な財源の確保が課題
- **国民スポーツ大会の安全な開催、円滑な運営**に向けて、総合開・閉会式場及び 各競技会場となる都市公園の**運動施設の整備、老朽化した施設の改修が必要**



松本平広域公園陸上競技場 (昭和52年度供用開始)

国スポ総合開・閉会式場及び 陸上競技会場に決定



内環状線(松本市



「野沢地区(佐久市)」

- ■所有者・相続関係人が不明の空き家が増加し、保安上危険な状態等の空き家対策が早期に必要
- ■空き家の利活用の推進のためには、阻害要因である**残存家財の撤去が必要**

提案・要望

安全で快適な都市空間の確保のための予算措置

都市計画道路や都市公園の整備推進、市町村が進める都市構造再編集中支援事業など、まちづくりに必要な予算を確保すること

- 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催に伴う施設整備への支援 国民スポーツ大会開・閉会式場及び各競技会場の施設整備に必要な予算を確保し支援すること
- **所有者不明の特定空家等の危険除去のための補修及び一部解体並びに空家等に残存する家財の撤去に対する** 財政措置

空き家対策総合支援事業に、所有者不明の特定空き家等の危険除去のための補修及び一部解体並びに空き家等に残存する家財の撤去に

対する財政措置を講じること

15 未来への投資、社会資本整備予算の確保について

長野県の状況

【財務省】

●「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現に向けた社会資本整備

・国の財政制度等審議会では、「日本の社会資本は概成しつつある」とし、**公共事業予算を抑制 する議論**がなされているところであるが、広大な県土を有し急峻な地形や脆弱な地質条件を持 つ本県は、**社会資本の整備が未だ十分ではない**

道路改良率67%、河川整備率39%、土石流危険渓流整備率23%など

- ・一方、財政審の**令和3年度予算の編成等に関する建議**では、**予算規模の量的拡大よりも優先順 位を付けて配分の重点化をしっかりと推進することが重要**としている
- ・令和2年12月には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、 防災・減災、国土強靱化の取組について加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か 年間で重点的・集中的に対策を講ずるとされた



千曲川堤防決壊(長野市穂保)

取組

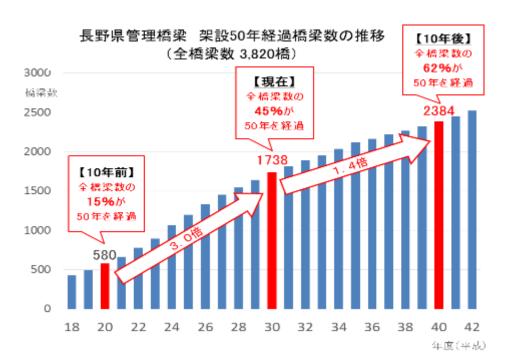
- ○リニア中央新幹線の整備効果を広く波及させるため、**国道153号ほかリニア関連道路の整備**を推進中
- **長野県強靱化計画に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」**を積極的に実施
- ○インフラの点検結果に基づき、**ライフサイクルコストを低減**するため、**予防保全の観点**で維持管理を実施



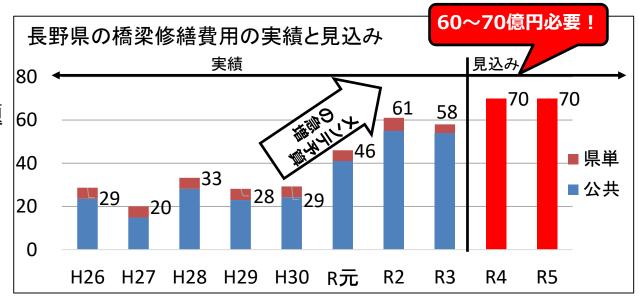
3か年緊急対策により砂防堰堤を**前倒しで整備 令和元年東日本台風**では、土砂及び流木を補足し、 **土石流被害を防止**



令和2年7月豪雨では、各地で土砂災害や道路の寸断により集落が孤立するなど、地域住民の生活に影響を及ぼした



- ■近年激甚化する災害を踏まえ、国土強靱化計画、長野県強靱 化計画の着実な実施には多額の予算が必要
- ■急速に老朽化する社会基盤施設を予防保全に基づき適切に #80 維持管理するためには安定的・継続的な予算の確保が大きな課題 60
- ■基準に達しない降雨や出水等による被災箇所などは、異常天然 現象として認められないため、地方単独費での復旧となり、大 きな負担
- ■**災害査定の為の測量設計の費用**も地方自治体にとって大きな負担となるため、**更なる財政支援**が必要



提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保

国や地方が行う社会資本整備事業が着実に進められるよう、<u>公共事業に関する必要な予算を確保</u>すること。特にリニア中央新幹線関連の 基盤整備や高規格道路の整備については、十分な予算配分を行うこと

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進

激甚化・頻発化する風水害や切迫する大規模な地震災害に対して、中長期的な見通しのもと、国土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、当初予算において必要な予算を安定的・継続的に確保すること

地方自治体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう、<u>「緊急防災・減災事業債」や「緊急自然災害防止対策事業</u> <u>債」については、恒久化を図るなど確実な財源措置</u>を講じること

3 インフラの長寿命化対策への支援

地方公共団体が、予防保全の観点から <u>ペクラの長寿命化対策</u>を着実に進められるよう、今後も<u>必要な予算を安定的・継続的に確保</u>するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の延長及び制度拡充を行うこと

4 災害復旧事業における支援拡充

<u>基準に達しない降雨や出水等による被災箇所</u>についても、被災の規模や長雨などの降雨の状況により、負担法の対象にできるよう<u>採択</u> <u>基準の緩和</u>を図るとともに、災害査定時における<u>測量・設計等に要する費用補助制度の拡充</u>など必要な措置を講じること

5 TEC-FORCE・MAFF-SATや権限代行による地方公共団体への支援強化

16 医師の確保について

【厚生労働省】

長野県の状況

●住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域が求める医療を確保

- ○医師の不足、偏在があり、それらの是正が必要 本県の医師偏在指標…202.5 (全国37位・医師少数県) 「少数区域」の医療圏…5医療圏(※)/全10医療圏 ※医療圏(335医療圏中) …上小(308),木曽(307),上伊那(286),飯伊(249),北信(245)
- ○産科医の不足と併せて、女性比率の高まりへの対応が必要 本県の産科医師偏在指標…10.7 (全国37位・相対的医師少数県) 「相対的少数区域」の医療圏…5 医療圏(※)/全10医療圏 ※医療圏(284医療圏中) …上伊那(247),上小(237),飯伊(222),北信(206),長野(196)

県内の全診療科女性医師比率:16.3%(H22) → **18.5%**(H30) 全国の産科・産婦人科女性医師比率:29歳以下では**65.0%**(H30)

		,	
年齢区分	H18年	H24年 (H18年比)	H30年 (H24年比)
20歳代	338	359 (+21)	427 (+68)
30, 40歳代	2,051	1,960 (▲ 91)	1,811 (▲ 149)
50, 60歳代	1,241	1,687 (+446)	2,036 (+349)
70歳代超	529	502 (▲ 27)	535 (+33)
合 計	4,159	4,508 (+349)	4,809 (+301)

医師数は増加している中で、30,40歳代が減少傾向

地域医療人材拠点病院による人材育成・診療支援

取 組

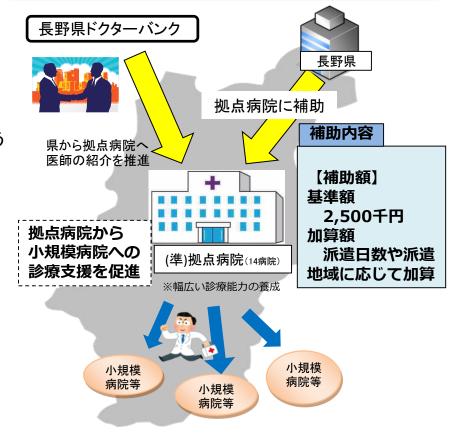
○地域医療人材拠点病院支援事業の実施

県内11病院を拠点病院(H30~)・3病院を準拠点病院(R2~)に指定し、拠点病院が行う 小規模病院(病床数概ね200床未満又は常勤医師概ね30人以下)・診療所への医師派遣、 研修医の確保・養成等に要する経費を補助

⇒ 県内12の拠点病院(準拠点病院含む)が、延べ58ケ所の小規模な病院・ **診療所に医師派遣**を実施(R2年度:**2,968人日/年**)

○産科医・医療機関に対する支援の実施

- ・ドクターバンク事業による就業(令和2年までの累計21人)
- ・医師研究資金貸与事業による産科医の確保
- ・臨床研修資金等の貸与による、将来、産科を志す研修医の確保
- ・産科医に対する分娩手当の支給による処遇の改善
- ・産科医の負担軽減及び勤務環境改善のため、院内助産の普及を推進





- ■地方の医師不足の背景には構造的な問題があり、現行制度の下で県単独の取組だけでの地域医療確保には限界がある
- ■平成20年度以降の医学部定員の臨時増もあり医師の数は増加傾向にあるが、**依然、地域間・診療科間の偏在は続いており**、 **その是正が必要**
- ■令和6年度の時間外労働規制の適用に向け「医師の働き方改革」が推進されているが、**地域医療へ大きな影響が想定され、特に、地方の医療機関への配慮が必要**
- **臨床研修医及び専攻医の都市部への集中**は、都道府県間の医師偏在を助長することにつながるまた、特定の地域で従事する義務を有する**地域枠医師や子育て中の女性医師には、柔軟に研修を受け専門医資格を取得できるような配慮が必要**
- ■産科医の不足により、地域の分娩体制が持続困難になっているところもある
- ・県内分娩取扱医療機関は**約33%減少** <55施設(H17)⇒ 37施設(R3.1)>
- ・大北医療圏での取扱医療機関はなし
- ・飯伊・木曽の2医療圏での<u>分娩取扱い</u> は各1病院のみ

提案・要望

1 医師偏在対策の着実な実施のための財政的支援及び臨時定員枠の継続

都道府県の<u>医師確保計画に基づく、医師の確保・偏在対策</u>については、<u>地域医療介護総合確保基金により十分な予算配分をする</u>とともに、 大学が地域と連携して医師不足の地域・診療科に医師を育成・派遣する役割を果たせるよう<u>令和5年度以降も現在の臨時定員枠の措</u> 置**を継続する**こと

2 地域の実情に則した医師の働き方改革の推進

医師の働き方改革の推進のための制度設計に当たっては、地理的条件や診療科偏在等の地域の実情が反映され、地域医療が確保されるとともに、医療機関や都道府県の取組を、人的支援に加えて財政面からも支援すること

3 臨床研修医及び専攻医の都市部への集中防止策の徹底、カリキュラム制による研修体制の構築

臨床研修の募集定員においては<u>地方で定員が大幅に減少することがないよう算定方法を見直す</u>こと 専攻医の都市部への集中を防止するため、<u>シーリングが適正に実施されているか評価・検証</u>を行うとともに、今後、医師偏在の解消に 向けて重要な役割を担う<u>地域枠医師のほか、子育て中の女性医師などが専門医資格を取得できるよう、カリキュラム制による研修体制の構</u> 築に努めること

4 地域における産科医の確保対策の実施

若い世代が安心して妊娠・出産に臨める環境の整備が急務であることから、産科医離れの一因である医療紛争などの訴訟リスクを 軽減し、産科医が萎縮することなく診療できる環境の整備に向けた**産科医療補償制度の拡充**に取り組むこと

持続可能な地域づくりについて

【総務省】

長野県の状況

▶行政サービスを効率的かつ効果的に提供するため、自治体間連携を推進

- -本県は、市町村数(77市町村、全国2位)、過疎市町村数(36市町村、全国3位)が多く、安定的な行財政運営の確立が課題
- ・急速に進む人口減少や少子高齢化の中で、市町村の行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくため、自治体間の連携が一層重要
- ・第32次地方制度調査会の答申において、市町村間の広域連携の有用性、都道府県による市町村への補完・支援の必要性について指摘
- ・本県では、市長会、町村会と県が共同で、将来を見据えた行政課題に対応するための自治体の広域連携について検討中
- ・また、本年4月に施行された新たな過疎対策法においても、市町村計画の策定に当たって他市町村との連携について記載するよう努めること とされている

組 取

- 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域(北アルプス・木曽地域)に対して、県独自に支援 (H28~)
 - ・人的支援:市町村の広域連携を担当する県職員を現地(大町市、県木曽地域振興局)に配置
 - ・財政支援:市町村が締結した連携協約に基づく取組に対し、県が経費の1/2を交付(R3年度県予算額36,000千円)
 - ⇒ 両地域において、これまでの取組により、新たな連携の基盤を構築 今後、持続可能な行政運営の確立と更なる地方創生に向けて、連携の取組を拡充していく

《北アルプス地域》

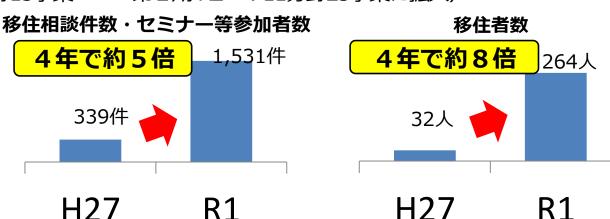
5市町村で連携協約を締結して「北アルプス連携自立圏」を形成し、連携事業を実施(H28~)

- ・成年後見支援センター、消費生活センターの共同運営
- ・移住相談窓口の連携、若者交流イベントの開催
- ・図書館の相互利用、職員の相互派遣 など(第1期 H28~:4分野13事業 → 第2期 R2~:11分野25事業に拡大)









北アルプス連携自立圏連携協約合同調印式 (H28.3.29)

移住セミナーの様子

《木曽地域》

6 町村で連携協約を締結して「木曽広域自立圏」を形成し、連携事業を実施(H30~)

- ・移住相談窓口の設置、 移住希望者を対象とした魅力体験ツアーの実施
- ・地域公共交通の広域路線の共同運行
- ・都市部の大学と連携したインターンシップの受入れ など (H30~:10分野25事業)



木曽広域自立圏連携協約合同調印式 (H30.3.29)



広域路線バスの共同運行

課題

- 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域には、小規模自治体も多いことから、持続可能な形で行政サービスを 提供するために自治体間の連携が重要であるが、連携の取組に対する国の財政支援がない
- 特に財政力や人的体制が脆弱な**過疎市町村においては、連携の重要性が高い**と考えられるが、**連携した取組に対する**

- ・連携中枢都市圏 連携中枢都市(20万人以上):1.2億円程度、連携市町村:1,500万円
- ・定住自立圏 中心市(原則5万人以上):8,500万円程度、近隣市町村:1,500万円

提案・要望

1 定住自立圏等の中心市要件を満たす都市がない圏域に対する支援の充実

定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域において、<u>連携協約を締結して定住の受け皿づくりに取り組む市町村又は当該</u> 市町村の取組に対し支援を行う都道府県に対する財政措置を創設すること

2 過疎市町村同士が連携して行う取組に対するインセンティブの強化

過疎地域の持続的発展に向け、<u>過疎市町村同士が連携して行う取組に対しては、既存の支援制度の嵩上げを行う等、過疎対策に</u> おける連携への支援を強化すること